

岐阜県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

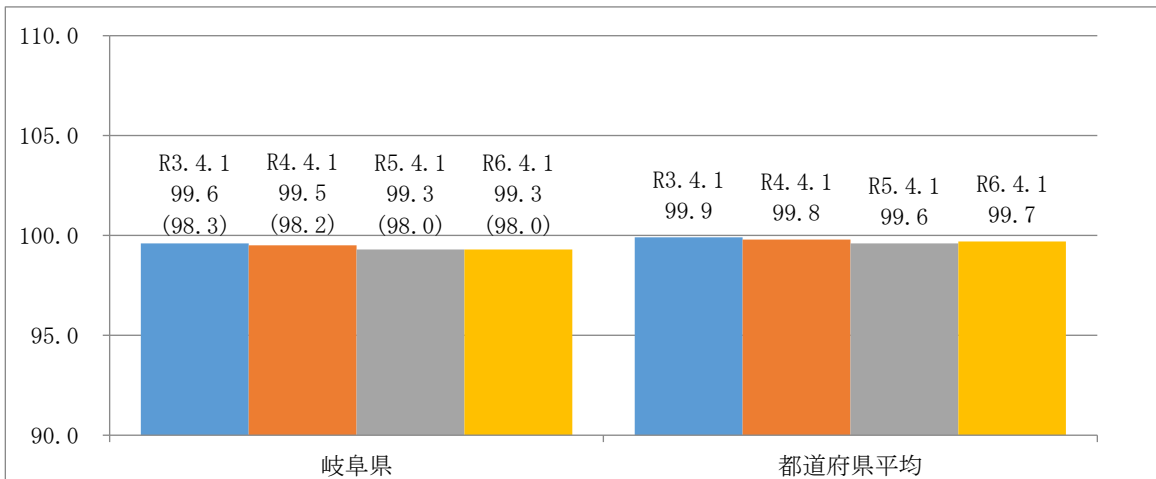
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)R4年度の 人件費率
R5年度	人 1,967,862	千円 859,178,419	千円 7,289,681	千円 222,882,753	% 25.9	% 24.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 25,859	千円 106,494,502	千円 19,098,515	千円 43,040,726	千円 168,633,744	千円 6,521	千円 6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R6年度	円 381,502	円 371,255	円 10,247 (2.76%)	% 2.76	% 2.76	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R6年度	月 4.61	月 4.50	月 0.11	月 4.60	月 4.60	月 4.60

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、全体としては現行の給料表水準を維持(改定率0.0%)しつつ、給料表における給与カーブを見直し(高齢層については最大で△2.4%の減額改正)、激変緩和のため、経過措置として現給保障を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準 3 ～ 6 % に対し、岐阜県においても 1 ～ 3 % を支給。

（実施時期）平成 28 年 4 月 1 日に実施。国の基準を基本とした上で、岐阜県の実況を勘案し、支給地域及び支給割合の見直しを行った。

（参考）

	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度以降 の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準に よる支給 割合	3 % 岐阜・大垣・多治見 ・美濃加茂	1 ～ 4 % 岐阜 4%、大垣・多治見・ 美濃加茂 3%、各務原・可 児 1%	2 ～ 5 % 岐阜 5%、大垣・多治見・ 美濃加茂 3%、各務原・可 児 2%	3 ～ 6 % 岐阜 6%、大垣・多治見 ・美濃加茂・各務原・ 可児 3%
岐阜県の 支給割合	3 % 岐阜・大垣・多治見 ・美濃加茂	3 % 岐阜・大垣・多治見・ 美濃加茂 3%	—	1 ～ 3 % 岐阜・大垣・多治見・ 美濃加茂・各務原・可 児・瑞穂 3%、その他県 内市町村 1%

③その他の見直し内容

経過措置（現給保障）について、国の取扱いに準じて平成 30 年 3 月 31 日で廃止。

（平成 28 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況年（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岐阜県	42.9歳	327,653円	407,523円	362,236円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
都道府県平均	42.4歳	321,156円	410,148円	362,985円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
岐阜県	47.9歳	112人	271,196円	311,836円	285,879円	—	—	—	—
うち用務員	57.2歳	13人	268,054円	286,119円	279,022円	用務員	49.1歳	244,800円	1.17
うち自動車運転士	56.5歳	11人	250,318円	339,282円	273,713円	自家用自動車運転者	63.4歳	226,700円	1.50
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
都道府県平均	53.9歳	149人	308,506円	363,394円	339,367円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
岐阜県	4,980,949円	—	—
うち用務員	4,675,637円	3,297,300円	1.42
うち自動車運転士	5,104,361円	2,992,700円	1.71

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岐阜県	42.6歳	363,692円	410,523円
都道府県平均	44.8歳	370,607円	432,659円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岐阜県	41.4歳	362,158円	401,558円
都道府県平均	41.8歳	356,431円	412,158円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岐阜県	38.7歳	338,123円	463,257円	368,637円
国	41.8歳	328,209円	—	388,322円
都道府県平均	39.3歳	334,004円	475,875円	383,957円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		岐 阜 県	国
一般行政職	大 学 卒	206,000円	196,200円
	高 校 卒	173,700円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	171,800円	—
	中 学 卒	162,100円	—
高等学校教育職	大 学 卒	230,100円	—
	高 校 卒	186,500円	—
小・中学校教育職	大 学 卒	230,100円	—
警 察 職	大 学 卒	231,900円	227,600円
	高 校 卒	201,900円	191,800円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,352円	350,385円	378,564円	399,859円
	高 校 卒	242,792円	296,844円	334,560円	368,753円
技能労務職	高 校 卒	(12年) 233,550円	(19年) 249,100円	297,250円	(27年) 300,200円
高等学校 教育職	大 学 卒	328,845円	404,658円	427,452円	441,207円
	高 校 卒	268,632円	321,880円	328,986円	388,700円
小・中学校 教育職	大 学 卒	330,001円	400,260円	421,150円	430,952円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大 学 卒	297,178円	382,645円	408,124円	431,825円
	高 校 卒	278,657円	356,440円	398,115円	417,587円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

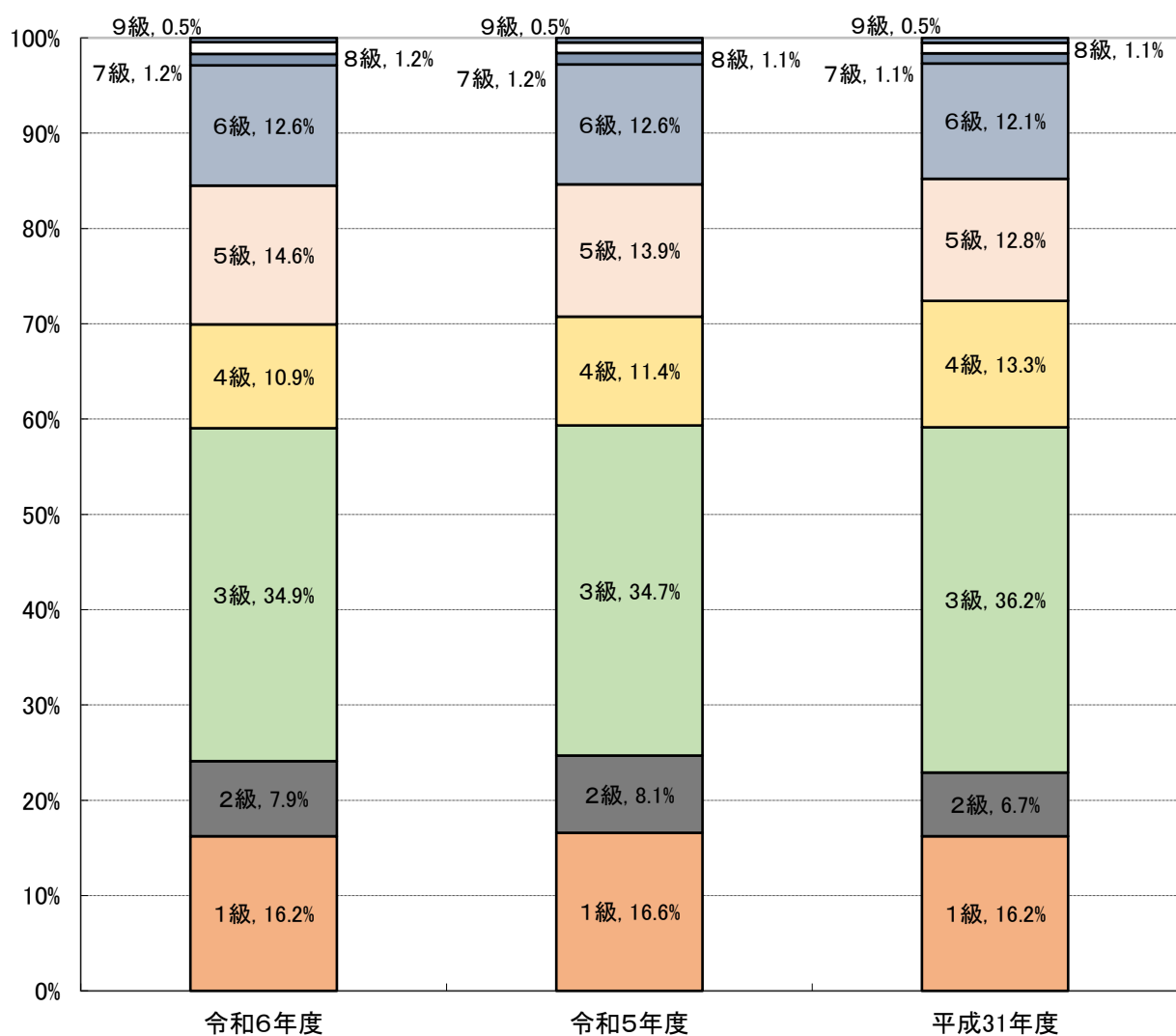
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9 級	本庁部長	人 24	% 0.46	円 469,000	円 539,200
8 級	本庁次長	人 63	% 1.22	円 418,300	円 479,100
7 級	困難な本庁課長	人 62	% 1.20	円 372,700	円 454,900
6 級	本庁課長等	人 654	% 12.64	円 329,300	円 419,200
5 級	困難な課長補佐	人 753	% 14.56	円 301,100	円 401,600
4 級	課長補佐等	人 564	% 10.90	円 276,800	円 391,000

3 級	主 査 等	人 1,807	% 34.93	円 245,300	円 359,300
2 級	主 事 又 は 技 師	人 407	% 7.87	円 211,600	円 311,200
1 級	主 事 又 は 技 師	人 839	% 16.22	円 164,700	円 254,100

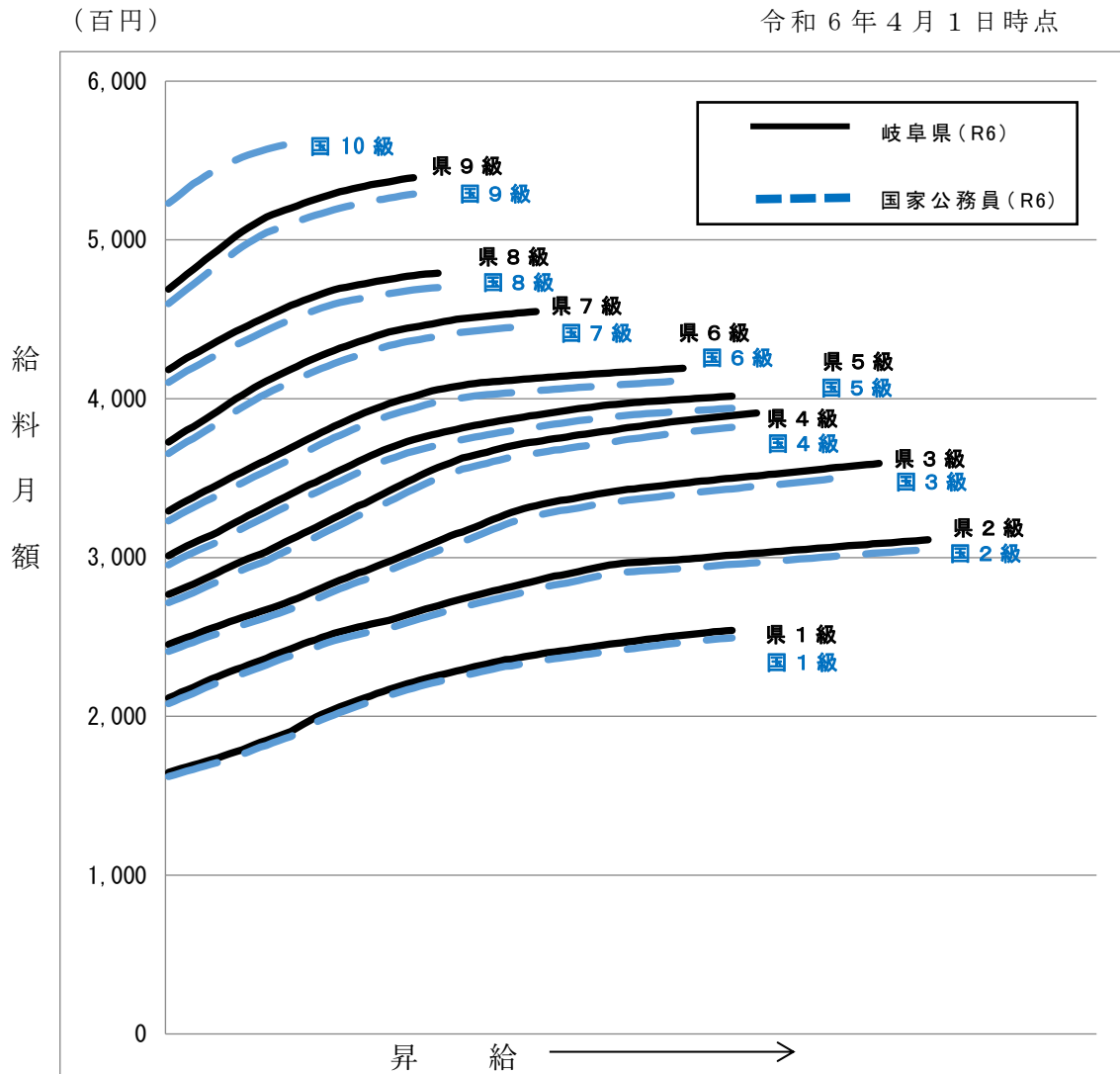
(注) 1 岐阜県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

級別職員構成比



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（岐阜県）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岐阜県	国
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,613千円	—
（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15、25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岐阜県）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

岐阜県	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%） 職責等に応じた調整額加算措置 （月0～65,000円、60月分） 1人当たり平均支給額 1,819千円 14,642千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（R5年度決算）			2,374,484千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			97,211円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	23人	20%
医師及び歯科医師	16%	26人	16%
横浜市、川崎市、大阪市	14%	4人	16%
千葉市、名古屋市	13%	2人	15%
京都市	8%	1人	10%
岐阜市	3%	13,813人	6%
大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市			3%
上記以外の県内市町村	1%	10,597人	0%
富山市、金沢市	1%	2人	3%
平均支給率	2.2%	—	2.7%

（注） 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	1,037,541千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	111,719円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）	35.7%
手当の種類（手当数）	27種類

（注） すべての特殊勤務手当の詳細（支給対象職員、支給対象業務、支給単価）は末尾に記載。

(5) 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	4,590,345千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	522千円
支給実績（R4年度決算）	4,566,106千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	523千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	支 給 実 績 (R5年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (R5年度決算)
扶 養 手 当	2,433,166千円	256,500円
住 居 手 当	1,659,536千円	303,277円
通 勤 手 当	2,383,067千円	108,930円
単身赴任手当	196,093千円	457,092円
宿日直手当	244,888千円	323,925円
管理職員特別勤務手当	17,962千円	417,720円
休日勤務手当	675,130千円	434,726円
管理職手当	1,687,115千円	711,262円
寒冷地手当	159,253千円	60,830円
初任給調整手当	74,943千円	797,265円
特地勤務手当	5,058千円	266,210円
へき地勤務手当	138,194千円	391,484円
夜間勤務手当	269,237千円	106,712円
定時制通信教育	47,945千円	212,146円
産業教育手当	104,674千円	213,620円
農林漁業改良普及手当	34,192千円	356,162円
義務教育等教員特別手当	965,693千円	60,160円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・配偶者は月額6,500円 ・子は月額10,000円 ・その他の扶養親族は月額6,500円 ・16歳から22歳の子には5,000円加算	同じ	
住居手当	①借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃相当額に応じ月額27,000円まで支給 ②単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 留守家族の居住する借家・借間の家賃を負担する職員の1/2の額	異なる	国支給額 月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対し月額28,000円まで支給
通勤手当	通勤のために要する費用を直接負担している職員に対して支給 ①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで ②自動車等使用者 2km以上（片道）の使用者に対して距離に応じ月額2,900円から月額39,900円まで ③新幹線・高速道路等利用者 異動により通勤困難となった職員に対して特急料金又は高速料金の1/2相当額を月額20,000円を限度として加算	異なる	自動車等使用者の自動車等の使用距離区分（国は5kmごと、岐阜県は2kmごと）及びその手当額

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなり、当該異動等直前の住居から通勤することが困難であるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・基礎額 30,000円 ・加算額 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離が100km以上である職員に対して、交通距離の区分に応じ加算	同じ	
宿日直手当	正規の勤務時間が割り振られている時間以外の時間又は休日等において、本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対し支給 ①管理当直（庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務） ・通常勤務1回につき 4,400円 ②業務当直（学生等の生活指導又は生活の介助等のための当直勤務等） ・通常勤務1回につき 2,650円～7,400円	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・週休日等 4,000円～12,000円／勤務1回 ・週休日等以外 2,000円～6,000円／勤務1回	同じ	
休日勤務手当	休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務した職員に対し支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×勤務時間数	同じ	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。本手当が支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給されない。 ・給料表、級及び区分に応じた定額 行政職給料表 40,400円～128,900円	同じ	
寒冷地手当	一定の寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対し支給 ・7,360円～26,380円	同じ	

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
初任給調整手当	専門的知識を必要とする職員の採用を容易にするため新たに採用された職員に支給 ①医師又は歯科医師の職である職員で、採用の日から35年以内の期間にあるもの ・勤務地域に応じて支給 1 種 58,400円～369,500円 2 種 51,900円～309,200円 3 種 41,100円～251,700円 4 種 29,500円～185,000円（参考：岐阜市は2種） ②獣医師の職である職員で、採用の日から20年以内の期間にあるもの ・上限55,000円 ③①、②に掲げる職以外の職のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職員で、採用の日から5年以内の期間にあるもの ・上限2,500円	異なる	獣医師に係る手当について、国は支給なし
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当の月額）×支給率（4～16%）	同じ	
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給 ・（給料月額＋扶養手当の月額）×支給率（4～16%）		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務した時間に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×勤務時間数	同じ	
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高等学校の教職員に対し支給 ・給料月額×支給割合（5%、管理職については4%）		
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する職員に支給 ・給料月額×支給率（3%～5%）		
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給 ・給料月額×8%		
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校及び特別支援学校の小・中学部に勤務する教育職員に支給 ・給料表、職務の級、号給等別に定められた額（2,000円～8,000円）		

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給 料	知 副	事 事	1,340,000円		
			1,060,000円		
報 酬	議 副 議	長 長 員	1,020,000円		
			920,000円		
			850,000円		
期 末 手 当	知 副	事 事	(R5年度支給割合)		
			4.30月分		
	議 副 議	長 長 員	(R5年度支給割合)		
			4.30月分		
退 職 手 当	知 副	事 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
			給料月額×在職月数×58/100 37,305,600円 任期毎		
			給料月額×在職月数×41/100 20,860,800円 任期毎		
	備 考				

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

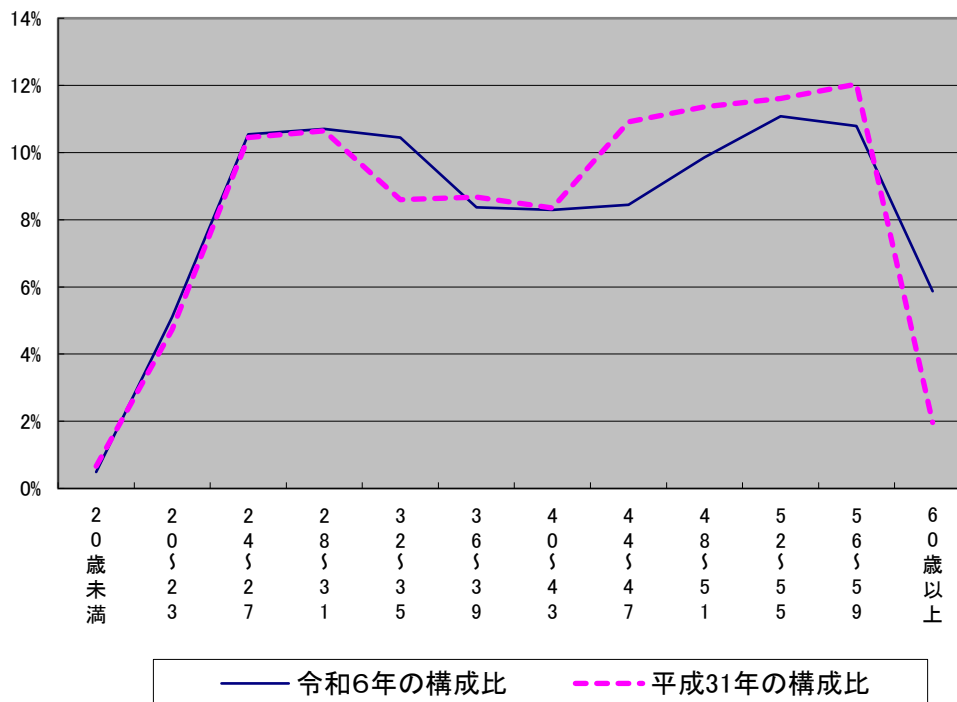
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	4,423	4,478	55	児童福祉司等の増員、市町村支援業務に従事する技術職員の増員、定年引上げによる61歳職員のうち、常時勤務する職員の増員 (参考：人口10万人当たり職員数228人)
	教育部門	17,485	17,549	64	教員等の増員
	警察部門	3,951	4,003	52	警察官等の増員
	小 計	25,859	26,030	171	(参考：人口10万人当たり職員数1,323人)
公営企業等会計部門		85	84	△1	
合 計		25,944 [26,437]	26,114 [26,528]	170 [91]	(参考：人口10万人当たり職員数1,327人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	128人	1,333人	2,754人	2,795人	2,729人	2,186人	2,166人	2,206人	2,573人	2,894人	2,817人	1,533人	26,114人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	4,368	4,400	4,402	4,423	4,478	110 (2.5%)
教育	16,210	17,653	17,530	17,485	17,549	1,339 (8.3%)
警察	3,973	3,964	3,975	3,951	4,003	30 (0.8%)
普通会計計	24,551	26,017	25,907	25,859	26,030	1,479 (6.0%)
公営企業等会計計	74	85	83	85	84	10 (13.5%)
総合計	24,625	26,102	25,990	25,944	26,114	1,489 (6.0%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費 用に占める職 員給与費比率
R5年度	千円 4,518,962	千円 961,483	千円 511,745	% 11.3	% 9.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費52,948千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 65	千円 263,299	千円 36,029	千円 101,843	千円 401,171	千円 6,172	千円 6,923

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐 阜 県	43.7歳	328,693円	383,006円
団 体 平 均	44.6歳	359,974円	575,747円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岐 阜 県	岐阜県（一般行政職）・団体平均
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,567千円	1人当たり平均支給額（R5年度） ・岐阜県（一般行政職） 1,613千円 ・団体平均 1,657千円
（R5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（R5年度支給割合：岐阜県（一般行政職）） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	（加算措置の状況：岐阜県（一般行政職）） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%

(注) 「団体平均」とは、都道府県の平均値である。

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

岐 阜 県			岐阜県（一般行政職）・団体平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	・岐阜県（一般行政職）	（支給率）	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	（支給率）	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.07275月分	勤続25年	28.0395月分	33.07275月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.409月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2～20%)			定年前早期退職特例措置(割増率2～20%)		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	1,819千円	14,642千円
			・団体平均		
			1人当たり平均支給額	11,174千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（R5年度決算）			5,463千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			84,046円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岐阜市、美濃加茂市、可児市	3 %	34人	3 %
上記以外	1 %	31人	1 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			22千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			2,700円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			12.3 %	
手当の種類（手当数）			1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策に係る作業に従事した職員	災害対策本部設置団体の区域に派遣されて行う災害応急対策作業 (人事委員会が定める大規模災害)	21,600円	日 額 1,080円 (深夜に従事した場合 1,620円)

オ 時間外勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	12,519千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	193千円
支給実績（R4年度決算）	12,938千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	219千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額（R5年度決算）
扶養手当	6,297千円	203,129円
住居手当	3,658千円	261,286円
初任給調整手当	0千円	0円
通勤手当	11,497千円	191,617円
単身赴任手当	636千円	318,000円
管理職手当	7,643千円	764,300円
特地勤務手当	0千円	0円
へき地手当	0千円	0円
定時制通信教育手当	0千円	0円
産業教育手当	0千円	0円
義務教育等教員特別手当	0千円	0円
農林漁業普及指導手当	0千円	0円
宿日直手当	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	50千円	16,667円
夜間勤務手当	3千円	1,500円
休日勤務手当	0千円	0円
寒冷地手当	0千円	0円
災害派遣手当等	0千円	0円

(2) 工業用水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	(参考) R4年度の総費 用に占める職 員給与費比率
R5年度	千円 75,377	千円 37,719	千円 8,393	% 11.1	% 10.4

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
R5年度	人 1	千円 2,908	千円 441	千円 1,086	千円 4,435	千円 4,435	千円 6,341

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岐 阜 県	28.0歳	244,100円	288,121円
団 体 平 均	44.8歳	342,602円	528,333円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

岐 阜 県	岐阜県（一般行政職）・団体平均
1人当たり平均支給額（R5年度） 1,086千円	1人当たり平均支給額（R5年度） ・岐阜県（一般行政職） 1,613千円 ・団体平均 1,488千円
（R5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（R5年度支給割合：岐阜県（一般行政職）） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15、25％	（加算措置の状況：岐阜県（一般行政職）） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15、25％

（注） 「団体平均」とは、都道府県の平均値である。

（注） （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

岐 阜 県	岐阜県（一般行政職）・団体平均
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 月分 月分 勤続25年 月分 月分 勤続35年 月分 月分 最高限度額 月分 月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 ） 1人当たり平均支給額 0千円 0千円	・岐阜県（一般行政職） （支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.07275月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.409月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～20%） 1人当たり平均支給額 1,819千円 14,642千円 ・団体平均 1人当たり平均支給額 7,005千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（R5年度決算）		85千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（R5年度決算）		85,000円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
岐阜市、美濃加茂市、可児市	3 %	1 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			4千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			4,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			100%	
手当の種類（手当数）			1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （R5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣され、災害応急対策に係る作業に従事した職員	災害対策本部設置団体の区域に派遣されて行う災害応急対策作業（人事委員会が定める大規模災害）	4,320円	日額 1,080円 （深夜に従事した場合 1,620円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	390千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	390千円
支給実績（R4年度決算）	308千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	308千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	支給実績 （R5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額（R5年度決算）
扶養手当	0千円	0円
住居手当	0千円	0円
初任給調整手当	0千円	0円
通勤手当	52千円	52,000円
単身赴任手当	0千円	0円
管理職手当	0千円	0円
特地勤務手当	0千円	0円
へき地手当	0千円	0円
定時制通信教育手当	0千円	0円
産業教育手当	0千円	0円
義務教育等教員特別手当	0千円	0円
農林漁業普及指導手当	0千円	0円
宿日直手当	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	0千円	0円
夜間勤務手当	0千円	0円
休日勤務手当	0千円	0円

(令和6年4月1日現在)					
特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給実績(千円) (令和5年度 決算)	支給単価 (円、%)	
警察職員手当					
(1) 私服業務手当	警察職員	私服員が主として従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	66,011	日 額	560
(2) 交通捜査業務手当		交通捜査の業務	29,222	日 額	560～840
				加算(日額) (日没時から日の 出までの間に 従事した場合)	280～420
(3) 交通整理業務手当		交通整理の業務	2,224	日 額	310～460
(4) 白バイ業務手当		交通取締用自動二輪車の運転業務	1,301	日 額	560
(5) パトカー業務手当		交通取締用自動車その他特殊自動車の運転業務	19,180	日 額	420～450
(6) 看守業務手当		看守業務	8,747	日 額	280
(7) 犯罪鑑識業務手当		指紋、手口、写真、文書及び足跡を利用して行う犯罪鑑識並びに理化学、法医学及び銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の業務	6,042	日 額	280～560
(8) 警ら業務手当		地域警察官の警ら業務	38,673	日 額	340
(9) 少年補導業務手当		少年補導業務	177	日 額	300
(10) 自動車整備業務手 当		自動車の整備業務	235	日 額	180
(11) 運転免許技能試験 業務手当		自動車運転免許技能試験業務	138	日 額	190
(12) 無線電話通信業務 手当		無線電話機による通信業務	923	日 額	110
(13) 海外犯罪捜査情報 収集業務手当		特定の個人又は団体に係る犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において、武器を携帯した現地の警察官等が同行せず1時間以上にわたって行う情報収集の業務	0	日 額	1,100
(14) 身辺警衛・警護業 務手当		天皇若しくは皇族の身辺警衛又は警護要則第二条に規定する内閣総理大臣、国賓その他の警護対象者の身辺警護の業務	185	日 額	640～1,150
(15) 銃器犯罪捜査業務 手当		防弾装備を装着し、武器を携帯して行う銃器犯罪の業務	0	日 額	820～1,640
(16) 特殊危険物質処理 業務手当		サリン等特殊危険物質の処理等の業務	0	日 額	250～4,600
(17) 核原料物質輸送警 備業務手当		核原料物質等の輸送警備の業務	0	日 額	640
(18) 山岳遭難救助・警 ら業務手当		山岳遭難救助及び山岳警らの業務	561	日 額	2,000 (4時間未満60%)
(19)山岳遭難救助訓練業 務手当		山岳遭難救助の訓練業務	383	日 額	1,000 (4時間未満60%)
(20) 救難・救助業務手 当		地上若しくは水面上10メートル以上の箇所を含むロープを利用した渡過又は落差10メートル以上のロープを利用した懸垂降下による救難救助の業務	0	日 額	370～520 (4時間未満60%)
(21) 術科指導業務手当		術科指導員が行う警察官に対する柔道、剣道及び逮捕術の指導業務	132	日 額	240 (4時間未満60%)
(22) 大規模災害捜索救 助業務手当		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難者の捜索救助その他の危険又は困難を伴う救援等の業務	427	日 額	840～1,680
(23) 爆発物処理業務手 当		爆発物容疑物件の処理業務	21	回	5,200
(24) 潜水業務手当		潜水器具を着用して行う人命救助、遺体捜索、犯罪に使用した凶器、証拠品等の検索等の業務	4	時間	310～1,500
(25) 水上警戒作業手当	海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務	0	日 額	1,100	
呼出し手当 (加算)		上記(1)、(2)、(7)、(9)、(15)、(16)又は(23)の業務について次の場合に当該手当に対し加算をする。 突発的に発生した当該業務に正規の勤務時間に引き続かない時間において自宅等から緊急に呼び出されて従事する場合で、その従事する時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	2,659	回	1,240
教育職員手当					
(1) 多学年学級担当手 当 (2学年)	小、中、高等及び特殊教育 諸学校に勤務する教育職員	小学校の二の学年をもって編成した学級の担当業務及び中学校の二の学年をもって編成した学級の教科の担当業務	2,018	日 額	290
(2) 多学年学級担当手 当 (3学年)		小学校の三の学年をもって編成した学級の担当業務及び中学校三の学年をもって編成した学級の教科の担当業務	0	日 額	350
(3) 教育業務連絡指導 手当 (主任手当)		勤務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難な業務	169,958	日 額	200
(4) 非常災害時等緊急 業務手当		学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	519	日 額	3,750～16,000
(5) 修学旅行等引率指 導手当		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	77,775	日 額	5,100
(6) 対外運動競技等引 率指導手当		対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等、年末年始の休日等に行うもの	59,364	日 額	5,100
(7) 部活動指導業務手 当		学校の管理下において行われる部活動における児童(生徒)に対する指導業務	337,834	日 額	1,800～2,700
(8) 入学試験合否判定 等業務手当		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定等の業務	0	日 額	450～900
(9) 兼務手当 (定時 制)		高等学校の全日制の課程又は昼間の定時制の課程に勤務する職員が本務としての業務以外に行う夜間の定時制の課程の業務	126	時間	1,200
(10) 兼務手当 (全日 制)		高等学校の夜間の定時制の課程に勤務する職員が本務としての業務以外に行う全日制の課程又は昼間の定時制の課程の業務		時間	1,200
(11) 添削指導業務手当		本務としての業務以外に行う添削指導業務	0	1通につき	110
				月 額	3,850
(12) 面接指導業務手当	本務としての業務以外に行う面接指導業務	0	時間	1,200	

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給実績(千円) (令和5年度 決算)	支給単価(円、%)	
税務事務手当	県税事務所職員等	県税の賦課徴収に従事する職員が、納税義務者に直接接して行う県税の調査、滞納処分等の事務	1,982	日額	690
防疫等作業手当(感染症)	保健所職員等	感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において従事する感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	178	日額	290
防疫等作業手当(危険作業)	保健所職員等	感染症防疫作業に従事する職員が家畜伝染病の蔓延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	1,488	日額	380～1,100
防疫等作業手当(狂犬病)	保健所職員	狂犬病予防法又は動物愛護法の規定により従事する犬又は猫の引取り業務、犬の拘留又は捕獲の補助的業務等	722	日額	500 (4時間未満60%)
防疫等作業手当 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)	一般職員	新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる宿泊施設等において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、患者の身体に接触して行う作業及び患者に長時間にわたり接して行う作業、患者が使用した物件の処理又は消毒の作業等	153	日額	3,000～4,000円
放射線取扱手当	保健所職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	82	日額	240
死体処理作業手当	警察職員等	死体の処理作業、検視作業及び死体解剖立会作業	47,558	死体一体につき	1,600～3,200
爆発物取扱等作業手当	消防課職員等	火薬類その他の爆発物の取締に従事する職員が従事する爆発物の処理作業等	1	日額	250
種雄牛豚取扱作業手当	畜産研究所職員	種雄牛若しくは種雄豚の精液採取作業又はその準備のために種雄牛若しくは種雄豚を御する作業	50	日額	270 (4時間未満60%)
福祉業務手当	県事務所職員等	援護、育成又は更正の措置を要する者等に直接接して行う福祉に関する事務	3,393	日額	250～500
精神保健業務手当	保健所職員等	精神障害者若しくはその疑いのある者の診察に精神保健指定医として従事し、若しくはその診察の立ち会いに従事し、又は精神障害者の移送に従事した場合	175	日額	290
実技訓練手当	国際たくみアカデミー職員等	職業訓練指導員である職員が職業訓練業務に従事した場合	5,977	日額	310～960
	農業大学校職員等	農業に関する教育訓練業務			
	消防学校職員等	教育訓練業務			
食肉検査業務手当	獣医師等	と畜場法第十四条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条の規定による検査の業務	125	日額	1,100
	食肉衛生検査所職員等	食肉に関する精密検査等	0	日額	550
夜間看護等手当	希望が丘子ども医療福祉センター職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜であるものが行う看護等の業務	6,482	回	2,150～7,300
有害物取扱手当	産業技術センター職員等	有害な薬品等を取扱う業務	47	日額	290
	保健環境研究所職員				320
特殊現場作業手当 (鶏ふん処理)	畜産研究所職員	鶏ふんの処理作業	151	日額	240
(温室内作業)	農業技術センター職員等	温室内での作業			270
(汚泥処理作業)	東部広域水道事務所職員	取水井、沈砂池又は水槽の汚泥処理作業			180 (4時間未満60%)
(高所作業)	土木事務所職員等	地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物、ダム、橋梁等の工事現場における作業			280～330 (4時間未満60%)
(深所作業)	土木事務所職員等	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において圧搾空気内で行う作業			280 (4時間未満60%)
(坑内作業)	土木事務所職員等	トンネルの坑内作業等			450 (4時間未満60%) 圧縮空気内 1時間100円加算
用地交渉等手当	土木事務所職員等	直接地権者等と接して行う用地、立木等の買収又は補償の交渉業務	45	日額	700 (2時間未満420円)
特殊自動車運転手当	畜産研究所職員等	道路以外の傾斜地において従事する特殊自動車の運転業務	7	日額	300 (4時間未満60%)
道路上作業手当	土木事務所職員等	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等	78	日額	300 (4時間未満60%)
	土木事務所職員	暴風雪警報等の発令下において行う除雪車による除雪作業等		日額	300～450
夜間特殊業務手当	警察本部職員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる有線電気通信設備又は無線設備の運用又は保守の業務	108,904	回	410～1,100
	警察本部職員等	警備、災害の防止又は護衛の業務			
	東部広域水道事務所職員	上水道用水供給施設の維持管理業務			300～730
	わかあゆ学園職員	児童の自立支援、生活指導又は養育の業務			410～980
環境監視等手当	県事務所職員等	廃棄物処理施設等の現場において従事する監視の業務又は立入検査業務等	317	日額	270
	県事務所職員等	ばい煙、汚水等を排出し、又は発生している施設の立入検査業務等			270
	土木事務所職員等	砂利採取、採石、河川の区域内の土地の占用、道路の占用又は屋外広告物の取締業務のうち困難と認められるものに従事した場合			180
災害防止作業等手当	土木事務所職員等	岐阜県地域防災計画に基づき、緊急の呼び出しを受けた職員が従事する災害防止のための業務	149	回	310
		暴風雨警報、風雨注意報等の発令下において従事する災害防止のための現場業務			500
高圧電気作業手当	東部広域水道事務所職員	高圧電気の通ずる施設において従事する点検作業	0	日額	270 (4時間未満60%)

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給実績(千円) (令和5年度 決算)	支給単価(円、%)	
麻薬取締業務手当	薬務水道課職員	麻薬取締員が麻薬取締のために行う司法警察員として従事する捜査等	3	日額	500
患者接触等業務手当	保健所職員等	結核患者、精神病患者又は感染症患者に直接接する窓口業務等	0	日額	240
航空業務手当	防災課職員等	ヘリコプターの操縦業務	13,966	時間	5,100 (80時間以内)
		つり上げ救助業務等のための操縦(上記手当に加算)		時間	1,530
	上記以外の職員	ヘリコプターに搭乗して行う捜索、救難等の業務		時間	2,200
		搭乗した時間にホバリングをして行うつり上げ救助業務等(上記手当に加算)		時間	660
		飛行中のヘリコプターからの降下		日額	430～870
	防災課職員等	ヘリコプターの整備業務		日額	950
災害応急作業等手当	一般職員等	災害救助法適用区域内における河川の堤防等、道路等の巡回監視の業務	2,347	日額	710～2,160 (4時間未満60%)
		災害救助法適用区域内における河川の堤防等、道路等の応急作業等の業務		日額	1,080～2,160 (4時間未満60%)
		噴火による災害時等の警戒区域等で行う調査等の業務		日額	1,080～2,160
		災害対策本部設置団体の区域に派遣されて行う災害応急対策作業		日額	710～1,620
		上記に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業		日額	710～2,160 (4時間未満60%)
災害応急作業等手当 (東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)	警察職員等	東日本大震災に対処するため、東京電力福島第一原子力発電所及びその周辺の区域で行う災害応急作業等	1,277	日額	660～20,000 (4時間未満60%)
防疫等作業手当 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)	一般職員	新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる宿泊施設等において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、患者の身体に接触して行う作業及び患者に長時間にわたり接して行う作業、患者が使用した物件の処理又は消毒の作業等	-	日額	3,000～4,000
外国勤務手当	一般職員	外国に駐在を命ぜられ、当該地における勤務	17,045	月額	